

琉球大学学術リポジトリ

【史料紹介】 「尚泰様御元服付出家衆御呼之時日記」について

メタデータ	言語: 出版者: 琉球アジア社会文化研究会 公開日: 2014-02-10 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 田丸, 尚美, 重野, 綾奈, 竹谷, 尚子, 山田, 浩世, Tamaru, Naomi, Shigeno, Ayana, Taketani, Shoko, Yamada, Kousei メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/28317

【史料紹介】「尚泰様御元服付出家衆御呼之時日記」について

田丸 尚美・重野 綾奈・竹谷 尚子・山田 浩世

はじめに

本稿で取り上げる史料は、「尚泰様御元服付出家衆御呼之時日記」（尚家文書 26 号文書、以下「出家衆御呼之時日記」）である*1。本日記は、国王尚泰の元服に際し、その祝いのため出家衆（僧侶）が首里城へ登城した際の儀式の記録である。尚泰は道光 23（1843）年 7 月 8 日、国王尚育（在位 1835・47 年）の次男として生まれたが兄の尚濬が早世したため、その後を継いで道光 24（1844）年に世子（中城王子とも称される）となった。ついで、道光 27（1847）年に尚育が崩御すると、翌道光 28（1848）年 5 月 8 日に数え 6 歳で国王へ即位した。その後、尚泰は咸豊 7（1857）年に数え 15 歳を迎えると、元服をすることとなった。

国王及び世子の元服の儀式については、首里城を中心に執り行われたが、冊封儀礼などと比べ関連する史料が少ないため、その内容は十分に把握されておらず、研究も低調な状況にある。そこで本稿では、本日記を翻刻するとともに、①その史料的位置付けを明らかにし、②内容を時系列に沿って紹介しながら、③関連するいくつかの論点について若干の考察を試みることにしたい。

1. 「尚泰様御元服付出家衆御呼之時日記」の史料的位置付け

本「出家衆御呼之時日記」は、咸豊 7（1857）年 2 月 13 日の尚泰元服に関連し、祝いのため出家衆（僧侶）が首里城へ登城した際の儀式の記録である。史料の原本は、尚家文書の移管とともに現在、那覇市歴史博物館に所蔵されている。法量は、縦 24.9cm、横 20.2cm の 11 丁からなり、保存状態は良好である。

本日記に登場する出家衆とは、王府に抱えられた仏教僧（官僧）を意味し、禪家・聖家などの呼称でも登場する。禪家は禅宗（臨済宗）、聖家は真言宗の僧侶を意味し、琉球において禅宗は一般に先王祭祀及び供養を司り、真言宗は王国護持の加持祈祷を司るという役割を与えられていたとされる*2。僧侶の活動拠点である寺院については、その代表格として円覚寺と護国寺が挙げられる。円覚寺は琉球臨済宗の総本山であり、護国寺は近世期に真言宗系寺院の頂点に位置付けられていった。各宗派を代表する円覚寺と護国寺の名は本史料中にも見え、両寺院の

*1 本史料は、琉球大学の学生を中心に行っている沖縄古文書輪読会の題材として取り上げたものである。史料の翻刻には、上原藤士、内間安朗、濱地龍磨、森拓実の各氏の協力を得た。

*2 知名定寛『琉球仏教史の研究』（榕樹書林、2008）252 頁参照。

琉球における格式の高さを窺わせる。

琉球における元服についても述べておきたい。一般に元服とは男子の成人儀礼であり、成人の表意として髪型を変え、衣服を改めるといものである。近世琉球において士族の男子は15歳になると王府の大与座へ願ひ出て、片髻（カタカシラ）を結うこととなっていた^{*3}。片髻とは、頭頂部の頭髪を剃り、この中剃りした部分に周辺の髪を集めて小さな髻を結び、本簪（「髪差」）と副簪（「押差」）の2本の簪を差すといものである。元服の儀式のことを俗にゲンブクヌユイ、カタカシラユイと呼び、八重山ではギンブクヌヨイ、カタカサヌユイと言ひ習わされていたようである^{*4}。

次に、「出家衆御呼之時日記」の尚家文書中における位置付けを述べておきたい。そもそも尚家文書とは、東恩納寛惇が『尚泰侯実録』を編纂するにあたって尚家から借りだした文書群を中心にしており、そのほとんどが尚育及び尚泰王代に関連するものとなっている^{*5}。その内の王家の冠婚葬祭に関わる文書群を中心とする「尚王家関係資料」全51件中、尚育王代のもものが6件、尚泰王代のもものが31件となっている^{*6}。尚泰王代の31件の内、14件は明治34（1901）年に薨去した尚泰の葬儀に関する内容を記したものである。これら文書群の中で、元服に関する文書は次のようなものである（【表1】参照）。

【表1】尚泰元服に関する尚王家関係資料

王代	史料名	年代	文書番号
尚育	「尚育様御元服日記」	1827	11号
尚泰	「咸豊七年丁巳二月 尚泰様御元服御双紙」	1857	25号
	「尚泰様御元服付出家衆御呼之時日記」		26号
	「尚泰様御元服付三ヶ寺御行幸日記」		27号
	「尚泰様御元服付聞得大君御殿江御参拜日記」		28号

^{*3} 「大与座規模帳」（沖縄県立図書館資料編集室編『沖縄県史』（前近代6、首里王府仕置2）、沖縄県教育委員会、1989）によれば、15歳より元服についての申請ができたようである。「伊江親方日々記」（沖縄県文化振興会公文書館管理部史料編集室編『沖縄県史』資料編7、沖縄県教育委員会、1999）嘉慶13年5月20日の条によれば、成長具合に応じ元服する年齢には幅があったことが分かる。

^{*4} 金城須美子「石垣膳府日記解説」（『近世沖縄の料理研究史料 宮良殿内・石垣殿内の膳府日記』九州大学出版、1995）753-755頁参照。

^{*5} 尚家文書の来歴については、外間政明「尚家継承古文書の既存目録と評定所文書」（那覇市市民文化庁歴史資料室編『尚家関係史料総合調査報告書Ⅰ』、2003）に詳しい。

^{*6} 池宮正治「尚王家関係資料」（那覇市歴史博物館編『国宝「琉球国王尚家関係資料」のすべて—尚家資料／目録・解説』沖縄タイムス社、2006）308-311頁参照。

元服に関する文書 5 冊の内、尚育については「尚育様御元服日記」が確認でき、尚泰については本「出家衆御呼之時日記」の他に「咸豊七年丁巳二月 尚泰様御元服御双紙」（以下「御元服御双紙」）、「尚泰様御元服付三ヶ寺御行幸日記」、「尚泰様御元服付聞得大君御殿江御参拝日記」が残されている。尚泰の元服に関する史料群の特徴として、元服当日の儀式（「御元服御双紙」）や本稿で紹介する出家衆からのお祝い、三ヶ寺への行幸（「尚泰様御元服付三ヶ寺御行幸日記」）、聞得大君御殿への参拝（「尚泰様御元服付聞得大君御殿江御参拝日記」）といった儀式ごとの記録が個別に作成された点を挙げることができる。一方、尚育については、「尚育様御元服日記」の 1 冊にまとめられており、各儀式の詳細については尚泰時の記録に劣るものの、儀式の全体像や順序を窺える点が特徴である。

また、尚育と尚泰の元服儀礼を理解する上で注意すべき点も存在する。尚育が元服したのは道光 7（1827）年であり、当時世子（中城王子）であった尚育は、御内原と御書院で元服儀礼を行っている。一方、咸豊 7（1857）年に元服した尚泰は、前述したようにすでに琉球国王に即位しており、首里城正殿において元服儀礼を行っている。尚育と尚泰の元服について比較する際には、両者がおかれていた身分上の違いに留意しておく必要がある。

国王へ即位した後に元服した例としては、尚穆（乾隆 17（1752）年即位、翌乾隆 18（1753）年元服）、尚温（乾隆 60（1795）年即位、嘉慶 3（1798）年元服）があり、尚温については評定所文書の目録から「尚温様御元服日記」という文書が作成されていたことが知られる^{*7}。一方で、尚泰の元服が複数の文書に個別に記録する形式をとっており、なぜ尚温や前代の尚育時とは異なる文書の編纂形式が採られたのか、今後検討していく必要がある。

また、本日記に関わる問題には、「御元服御双紙」に描かれた元服当日の儀式と出家衆が参加した儀式との時間的関係がある。尚泰の元服儀礼については前述したように一連の儀式が複数の文書にわたって記録されていることから、本日記の記載のみでは元服儀礼全体のどの段階で出家衆が参加したのかは判然としない。しかし、「御元服御双紙」には元服当日の儀式として、烏帽子親を務める三司官（毛恒徳座喜味親方盛普）から片髻が結われ、「御成人御衣裳」を着するとともに、王子・按司を始めとする幅広い階層の人々と飲食をともし、一日がかりで元服を祝賀している様子が記されている。一方、本日記で紹介する出家衆に関連する儀礼は、その行動状況から考えると元服当日（2 月 13 日）とは別の日に行われたものである可能性が高い。尚育の元服時においても元服（1827 年 11 月 19 日）の翌日に五ヶ寺（円覚寺、天王寺、天界寺、護国寺、臨海寺）の出家衆が登城して

^{*7} 琉球王国評定所文書編集委員会編『旧琉球藩評定所書類目録』（浦添市教育委員会、1989）第 834 号文書の項を参照。

祝賀を述べている。尚泰の元服において出家衆はいつごろ登城したのかについては、今後の課題とするほかないが、元服当日とは別日であった可能性が高いと考えられる。

以上、本日記の史料的位置付けとその他、関連する問題について述べてきた。これらを踏まえ、次項では、「出家衆御呼之時日記」の内容を時系列に沿って整理し、儀式への参加者の相違を「御元服御双紙」と比較しながら若干の考察を加えてみたい。

2. 「尚泰様御元服付出家衆御呼之時日記」の内容紹介

本「出家衆御呼之時日記」は主に「前日之公事」と「当日之公事」に分けられ、儀式の様子が時系列に沿って描かれている。さらに儀式当日の状況について整理すると、主に①当日の準備、②首里城正殿への参集、③国王の登場と茶の共飲、④出家衆への振る舞いと退城、となっている。

(1) 「前日之公事」について

儀式の準備として主に次のような段取りが指示されている。主に儀式の日取りについての諸連絡、儀式当日に使用される御茶（抹茶）の調達と茶道役への参加手配、御釜の準備などである。その中には「出家江者御酒無之付、美御前揃の御道具者拜下不申」との記載も見られ、出家衆に対しては酒を用いないので盃や酒瓶などからなる美御前揃の道具を準備しないことが指示されている。

(2) 「当日之公事」について

①当日の準備

儀式当日は、下庫理の役人らが五つ時（午前8時頃）に登城することから始まる。その後、儀式用の「二ツ御餅」として松子や団羽などを飾り付け、書院にある「御茶湯之間」や正殿前の御庭の準備を行っている。この他に、御庭の浮道際に楽器を設置すること、国王が登場する時には唄納（スオナ）の楽、茶を飲む時には半笙の楽を奏でることなどが指示されている。

②首里城正殿への参集

準備を終え、四つ時（午前10時頃）近くなると、三司官以下の役人たちは下庫理の南側においてそれぞれ指定された位置に着座する。役人の参加者としては、三司官や親方・申口吟味役・双紙庫理などの名前が見える。その後、禪家・聖家の僧侶たちから御茶が献上されると、三司官が確認した上で国王へ披露される。この時、献上される品々の目録と儀式を欠席する僧侶たちの名簿が提出されている。これらの披露が済むと、禪家・聖家の位僧と隠居僧は御庭で御拝をした

後、首里城正殿へ入り着座している。

③国王の登場と茶の共飲

役人及び出家衆の参集が完了し四つ時になると、衆とともに国王が首里城正殿へ登場する。次に、本日記の中心的な儀式となる尚泰への御茶（抹茶）の進上と出家衆への御茶の振る舞いが行われる。

まず、献上された御茶を飲む儀式の頃合いであることが三司官に伝えられると、親方や申口へその準備の指示が出される。御茶湯の間でたてられた御茶は、正殿に届けられ申口を通じて親方へ渡され、御菓子盆に載せられて国王へ進上される。衆とともに国王は御茶を飲み、残りの御茶は正殿でたてられ出家衆へ振る舞われる。参加者が御茶を飲み終わると国王は退座する。

④出家衆への振る舞いと退城

御茶を飲み終わると出家衆は南殿へ移動し、料理の振る舞いを受ける。食事を終わると、出家衆を代表して円覚寺と護国寺の住持から本日のお礼が御書院奉行を通じて国王へ伝えられる。その後、退席の御拝を御庭で行い退城する。

以上が本日記に記載された儀式の概要である。次に、本儀式の特徴について、王子・按司を始めとする官人達を中心に行われる儀式当日の状況を記録した「御元服御双紙」と比較してみたい。

【表 2】「尚泰様御元服御双紙」に記された儀式の概要(*1)

場面(*2)	場所	参加者
①カタカシラ結い	大庫理	大里王子・座喜味親方・三司官・御酒御取次之親方・下庫理当・御近習頭・御守役・御近習
②朝之御拝	御庭	王子衆・按司衆・三司官・三司官座敷・太夫・長史・通事親雲上・秀才・親方以下諸間切おあか人、諸家来赤頭迄
③慶応儀礼Ⅰ	下庫理	王子衆・按司衆・三司官・親方・三司官以下勢頭迄
④慶応儀礼Ⅱ	大庫理	王子衆・按司衆・三司官・按司衆以下吟味役迄・申口座・正膳太夫・中膳太夫・座敷当座・勢頭座・親雲上・里之子・士之筑登之座敷
	下庫理	其餘
	南殿	花当・小赤頭・久米村若秀才・田舎座敷・勢頭座以下筑登之座敷迄
参加場面不明		御女性衆・男御間柄幼少之方

①～④の楽勤	御庭	螺赤頭・笙家来赤頭・評定所里之子
--------	----	------------------

(*1)人物名は原則史料上の表記に従った。

(*2)儀式は①～④の順序で執り行われた。

「御元服御双紙」に描かれた官人たちとの元服儀礼を簡単に示すと、次のようなものであった（【表 2】参照）。烏帽子親である三司官を中心に、首里城正殿二階で片髻を結び、その後、御庭で朝之御拝が行われる。次に、首里城正殿や南殿で王子・按司をはじめ地方役人までが参加して、国王から大通り（酒の共飲）が下され、御茶と食事が振る舞われた。これら一連の儀式によって国王が片髻を結うとともに酒・茶・食事の共食・共飲を通じて元服を祝うことで、国王の元服、すなわち成人を承認するという意味をもっていた。

本日記に描かれた出家衆を中心とする儀式においても、国王の元服を祝って御茶が献上され、ともに飲むという場面が見られた。これは、官人たちが元服を祝う場面と共通した構成をとり、出家衆たちは御茶の献上及び共飲を通じて、国王の元服を祝う（承認する）ものとなっていたと考えられる。御茶を飲む場面では、楽が奏でられてもおり、儀式としての格調の高さを演出するような工夫もなされていた。これらのことから出家衆を中心とする儀式は、「御元服御双紙」に描かれた官人層を中心とする儀式に比べ参加する人数や行われる儀礼の規模は小さいものの、御茶を通じて元服を承認するという形をとっていたことが分かる。また官人たちとは異なる日程で祝いの儀式が行われている点を鑑みれば、国王の元服が官人のみならず出家衆からの承認を得ることで果たされており、国王の権威を支える集団としての出家衆の役割が示される特徴的な場面となっていたことを見てとることができよう。

【史料本文】

文書の翻刻に際しては、以下の点に留意した。

【凡例】

- I 原文中の字体を踏襲し、表記困難な場合には常用漢字を使用した。
- II 欠字は□で表記した。
- III 原文における割注部分は（ ）で示し、注内改行は／で示した。

「御元服付出家御呼之時日記（下庫理／全）」

尚泰様御元服付（出家衆／御呼之時）日記

下庫理

尚泰様御元服付出家衆御呼之時御次第

前日之公事

一日柄言上相濟、写評定所筆者より相届候得者、當以下小赤頭・仮花當迄前日登城、御規式仕組候様觸渡候事、

一上り御茶摺調被置候様、三日前里之子たニ而御茶道取次、御書院奉行當江申達候事、

一御規式之御次第書百田紙半折帳ニ相調、御双紙庫理江差出、三司官入披見、三日前御近習江差上候事、

附、御次第之組立者評定所日記ニ相見得候也、

一御茶道老人、其當日上り御茶湯相勤候様、里之子たニ而御物當取次、御書院奉行當江申達候事、

一二ツ御饗之御規式候得共、出家江者御酒無之付、美御前揃之御道具者拜下不申候事、

一笙家来赤頭四人内（老人ノ當番より）樂相勤候様、三日前申渡候事、

一上り御茶湯之御釜前日煮置候事、

附、炭者當日之入用取添、印紙を以大葦所より請取候也、

一御座前通之障子□□戸前日晚除置候事、

附、真正面者櫛子者取不申候也、

一里之子た式人・花當三人・小赤頭四人、於南風之御殿出家官仕相勤候事、

附、御書院より問合有之候付、彼様子次第人数多少差出候也、

當日之公事

一當以下五ツ時朝衣冠ニ而登 城仕候事、

一上り御茶湯里之子たニ而御茶湯之間江圖之通金之六枚屏風片間引、葦子御饗仕候事、

附、御茶入三御茶入付内老油単共御書院より里之子た請取、貝摺君使官ニ載せ御辻おそひ捧參候得者、當拜繕候也、

一御拂子・玉御團羽御差床之上里之子たニ而圍帳之通御饗仕、當拜繕候事、

一御茶拜繕仕候段、當より御双紙庫理取次、三司官江案内候事、

一四ツ頭成例之通御印乞、御饗仕候事、

一御鼻紙盆可被下旨、當ニ而御近習御取次言上仕、御菓子盆載せ被下候得者、里之子た請取候事、

附、御印乞下候砌、一手ニ申上候也、

一螺赤頭北表石ていしより三番目敷瓦浮道より式間程あたん葉蕨敷樂器饗置、出御 入御之時唄吟之樂、御茶上候時半笙之樂仕候事、

一笙家来赤頭南表石ていしより三番目敷瓦浮道より式間程ニあたん葉蕨敷備居、出御 入御御茶上候時樂仕候事、

- 一樂之相圖當・花當相勤候也、
- 一雨天之時者蝶赤頭・笙家来赤頭奉神門内ニ樂器傍、笙家来赤頭者前並ニ備居候也、
- 一四ツ時近成候得者、三司官以下出仕人数南表御座江着、御鼻紙盆御菓子盆ニ載せ里主た捧、當御差床江登、御筵直次第御鼻紙盆御菓子盆共取、御鼻紙盆筵之上御左表居、御菓子盆者里之子た江渡罷焔候事、
- 一同品之出家不罷居候ハヽ、俗左右之御座各位之座ニ着候也、
當以下者左右着座仕候也、
- 一禪家・聖家献上之御茶請基式ツニ載せ、目錄二通貝摺君使官ニ載せ、御暇乞人数書式通寺社中取より三司官入披見、御茶并同日録者當御取次差上相濟候得者、同人より勢頭江相達、禪家・聖家位僧隠居迄北表御庭ニ而御拜仕、下こおり北表之階より登、御差床御拜所ニ而立御拜仕、北表御座各位之座ニ着仕候事、
- 一同位之出家多人数ニ而同席難成候ハヽ、其次之座ニ着候也、
- 一御暇乞人数書者不及 上覽候也、
- 一目録被下候得者、格護仕候也、
- 一雨天之時者君跨北表御門内ニ而御拜仕候也、
- 一御拜之出家御庭御拜仕させ可申旨、言上写取添寺社中取より三司官案内、當御取次及言上相濟候得者、北之御庭ニ而御拜仕（勢頭五はい／伺公）、五はいより登御差床御拜ニ而着座仕候事、
附、紫之衣、紫之掛落以上御暇乞之時者、表より御書院當御取次、言上有之候也、
- 一四ツ時成 出御（樂／有ル）被遊着座人数出仕相濟、勢頭五はい伺公例之通小赤頭迄出仕相濟、勢頭本座江着候得者、追付當老人御茶湯之間江參、御茶之御時分拜合三司官江案内仕、御取次之親方江相達、御茶之間江罷焔、親方・申口本座ニ而一同御禮手を合、座末通筋ニ而衣冠見繕、親方三番御拜所、申口二番御拜所ニ而一同立御拜仕、親方御差床江登御禮手を合つくはい、申口三番御拜所ニ而立御拜之砌、當御茶捧出申口江渡、北表當之座之前柱之側江扣居、御茶御下添丸盆添而親方請捧、左之手ニ而捧、御取蓋取申口捧候御菓子盆ニ置、御茶拜合御前江上、御下添丸盆前ニ居つくはい（此時樂有ル御座中／いつれも手を付）、御天目被下候得者頂、御取蓋おそひ申口江相渡候砌、當參上請捧御茶湯之間江帰ル、御茶道江相渡當本座江着、親方・申口取前之通立御拜ニ而退、本座江着、御禮手を合候事、
- 一里之子た貝摺君使官持御茶湯之間江參、御茶道より御残之御茶請取左右之詰座ニ而たて、小赤頭官仕ニ而着座人数江御茶被下相濟、被遊 入御（樂／有ル）候得者着座人数御禮手を合退座仕候事、
附、御茶道位之座江着居時分ニ御茶拜闕上ケ相濟候得者、本座江着候也、

一番日・番半ニ當候時者、御腰物并御印上ケ御座上候次第、早晚之通相勤候事、
一次之日當候時者、右御規式相濟出家退座仕候得者、則御座敷上ケ可申旨當より
三司官江案内仕、當御差床登候得者、里之子た四人、老人者貝摺君使官持、老人者御菓子盆持、御差床之前ニ参り四人共一列ニ扣居、當御印請葦共取相渡、
君使官取御腰物載せ渡、亦御菓子盆取、玉御團羽・御拂子御鼻紙盆載せ渡、御
筵たくひ渡候得者、順々捧婦三司官以下退座仕候事、
一出家衆於南風之御殿御料理被下相濟、いつれも之御礼圓覚寺住持・護國寺住持
より御書院奉行御取次、達 上聞相濟候得者、寺社中取より御暇乞御拜仕させ
可申旨御双紙庫理取次、三司官江案内其段下こおり當江相達、御庭御拜仕退
城之事、

咸豐七年丁巳二月

下庫理當

板良敷親雲上

與那覇里之子親雲上

内間里之子親雲上

前川里之子親雲上

手登根里之子親雲上

牧湊親雲上

御双紙吟味役

高安里之子親雲上

御双紙庫理

賀数親雲上

(たまる・なおみ 琉球大学法文学部 4 年)

(しげの・あやな 琉球大学法文学部 4 年)

(たけたに・しょうこ 琉球大学法文学部 4 年)

(やまだ・こうせい 日本学術振興会特別研究員 PD)